

ケイパビリティ・アプローチにおける「自由」及び「平等」の概念について

—— 教育における公共性概念の再考のために ——

馬 上 美 知

1 : はじめに

本論文はケイパビリティ・アプローチ (Capability Approach) における「自由」及び「平等」概念を検討することにより、教育における公共性の意味を再考していく試みの基礎とすることを旨とする。「自由」及び「平等」は、社会構成原理の主軸として法や制度、市民的資質の基礎にある。それゆえ教育の公共性が意味することと深く結びつくこととなる。

これまで教育の公共性の意味は「国による」ことであり、これは「機会の均等」と「価値の中立性」を主に意味してきた。しかし今日の日本の教育領域は市場原理を柱とする新自由主義に基づく制度改革によって大きく変わってきている。市場は言わば社会的なコミュニケーションの場としての公共性を持っていると思われるが教育を消費財と同じに扱うことに何らかの問題を伴うのではないだろうか。

例えば、市場原理導入の大きな一例として学校選択制度がある。2005年の内閣府調査によれば学校間競争による教育の質向上や子どもに合った教育を受けさせられるだろうとの期待から保護者の6割以上が導入に賛成しているという¹⁾。しかしその一方で堀尾輝久が指摘するように教育の私事化によって公共財としての側面の減退が心配されている²⁾。また制度導入が先行しているアメリカにおいては学校選択制度の導入によってむしろ「機会の均等」を達成することが難しくなっているとも言われている³⁾。日本への導入も検討されているバウチャー制度に関しても、すでにその制度を導入したアメリカにおいては宗教教育を核とする私立学校へ公的財を投入する状況が生まれ、「価値の中立」という観点から様々な議論を呼んでいる。

こうした中で教育の公共性の意味が問い直され始めてきており、本論文はケイパビリティ・アプローチの検討を通して公共性の意味を再考していこうとするものである。

ケイパビリティ・アプローチとは、アメリカ哲学会 (American Philosophical Society) や人間開発とケイパビリティ学会 (Human Development and Capability Association: HDCA) にて会長を務め、現在シカゴ大学法学部で倫理哲学教授として教鞭をとっているMartha Nussbaum (1947-、以下ヌスバウム) と1998年にノーベル経済学賞を受賞したAmartya Sen (1933-、以下セン) によって提起されている理論である。またこの理論はJohn Rawlsの『正義論』を引き継ぎつつ新たな展開を示すものとして注目されているだけでなく、国連開発計画 (UNDP) の指針となるなど国際開発の分野で広く応用されている。教育に関してはヌスバウムが積極的な発言をすることから、筆者は主にヌスバウムに着目している。

教育学領域におけるケイパビリティ・アプローチへの先行研究は、センへの言及は国内においても宮寺晃夫によってなされている⁴⁾。しかしヌスバウムに関しては、彼女が提起した10項目の「ケイパビリティ」リストに注目が集中している。殊にストリートチルドレンの生活改善や途上国の女性教育等、政策根拠としての言及が多い⁵⁾。理論研究領域においては、Elain Unterhalterによってジェンダーによる教育格差を測る指標GEEI (The Gender Equality in Education Index) が⁶⁾、Melanie Walkerによって社会正義にコミットする教育カリキュラムの構築がそれぞれ10項目のリストに基づいて検討されている⁷⁾。国内においては、田原宏人によってメリトクラシーに抗する理論的基礎となる可能性があるととして、1988年に発表された論文 (“Nature, Function and Capability: Aristotle on Political Distribution”)⁸⁾が検討され⁹⁾、橋本憲幸によっては教育開発における正義の必要性がヌスバウムのケイパビリティ・アプローチを頼りに検討されているにとどまり¹⁰⁾、教育学領域からヌスバウムの思想を内在的に検討する作業が十分になされているとは言えない状

況にある。

本論文ではヌスバウムのケイパビリティ・アプローチが纏められた *Women and Human Development* (Cambridge University Press, 2000.) を主な検討対象とする。筆者はすでに「ケイパビリティ・アプローチの可能性と課題：格差問題への新たな視点の検討として」¹¹⁾においてヌスバウムの思想の分配論的側面に着目し、「ケイパビリティ」概念を明らかにすることを通してその可能性と課題を論じた。この成果をふまえ、本論文では特にヌスバウムにおいてどのような社会が目指されているのかに着目する。そしてセンの理論及び今日の新自由主義的改革の思想基盤となっている Milton Friedman (1912-2006、以下フリードマン) の理論との比較を中心としながらヌスバウムにおける「自由」及び「平等」の概念を明らかにしたい。

教育学的論点からロールズ以降の思想潮流が十分に研究されていないなかでヌスバウムの思想を検討することは、今日における公共性をめぐる議論の活性化に貢献するだろう。

2：セン及びヌスバウムにおけるケイパビリティ・アプローチ

セン及びヌスバウムが「自由」と「平等」をどのように捉えているのかを考察する前に、それぞれのケイパビリティ・アプローチについて整理したい。

ケイパビリティ・アプローチは、例えば功利主義においては満足の総和から社会が評価されるように、社会の良し悪しを「ケイパビリティ」という観点から測ろうとする。

自分たちが生きている社会が良い社会なのかどうかを評価するということは、暮らし向きが良いかどうかを評価するということで、これまでは主に所得によって評価されてきた。しかしセンとヌスバウムは、暮らしとは食べたり遊んだりといった機能によって構成されているものと考え、所得ではなく機能を見なければ暮らし向きの良し悪しを本当には評価できないと考える。確かに所得によって住む場所は違って来るし、それに応じて受けられる行政サービスも違うだろう。何より手にすることのできるもの・ことの質量に違いがでてくるだろうから、所得から暮らし向きを測ろうとすることは妥当な方法ではある。しかし、同じ所得を得て同じ地域に暮らし

ている人の間でも、例えば移民であるために地域の言語に不自由であったり、障害を持っていたりすると、学校教育からレストラン利用まで様々な場面で制約を受け、暮らしの達成度に大きな違いが生じてくる。暮らしの良し悪しの判断において所得は重要なものではあるが、所得を用いて何かを為そうとする際に困難を抱えているかもしれないということは見えてこない。ケイパビリティ・アプローチは所得から暮らし向きを見るという従来の社会分析の手法では見落とされてしまう個々人が抱える困難を、暮らしを構成する機能に着目することで捉えようとするのである。

つまり「ケイパビリティ・アプローチ」とは、利用可能な資源の多寡や満足度ではなく、その人が実際に何をしているのか、何をなす事ができどのような状態になることができるのかということから、社会状況を評価しようとする。私たちが生きている環境や社会の良し悪しを、健康でいることや文字の読み書きといった人間として持っている機能を働かせることができる状態にあるかどうかという視点から評価しようとするのである¹²⁾。

社会の良し悪しを「ケイパビリティ」という観点から判断しようとするにおいてセンとヌスバウムは意見を同じにする。両者の違いがどこにあるかといえば、「ケイパビリティ」の定義にある。センは「ある人物の「ケイパビリティ」とは、その人が達成できる取替え可能な様々な機能の組み合わせ」¹³⁾とし、ヌスバウムは「人がそのおかげで何かをすることが可能となるような先行条件」¹⁴⁾と表現している。

以下ではセン及びヌスバウムにおけるケイパビリティ・アプローチについてより詳細に見ていきたい。

(1) センのアプローチ

経済学者であるセンは9歳の時に間近に経験したベンガル大飢饉を原体験とし、開発経済において民主主義や個人の権利が非常に重要なものであることを強調する¹⁵⁾。そして弱者と彼らを支える経済制度の構築を目指し「貧困」問題に取り組む。国際開発や政策立案の分野において経済成長が発展の主たる目標とされ、暮らしの良し悪しは一人当たりのGNPによって捉えられてきた。しかし所得や富の拡大は機能のための手段を豊かにするにすぎず、財の分配が非常に偏っていても経済的発展は成し遂げられる(例えば、アパルトヘイト時代の南アフリカのよう

に)。つまり「貧困」を所得の低さと捉え経済成長を目標とすると困窮している人の存在が隠されてしまう。そこでセンは「財や所得や効用等といった空間から離れて、暮らしの構成要素からなる空間」¹⁶⁾で「貧困」を測ろうとする。上述したように、「暮らしの構成要素からなる空間」とは人が何ををしていて、何になれるのかという機能の空間である。人の暮らしは様々な機能のセットから構成されており、そうした人間の暮らしに関する情報から集められた機能セットの全体が「ケイパビリティ」となる。つまり「ケイパビリティは機能ベクトルの集合」¹⁷⁾として捉えられている。

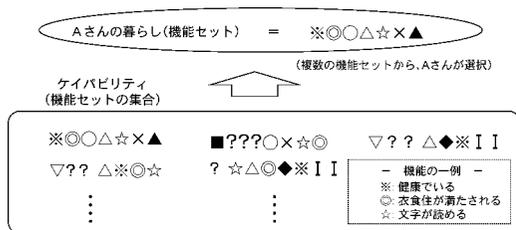


図 センにおける機能とケイパビリティ

しかし、ケイパビリティ全体に関する情報を集めることは困難であり、ケイパビリティ概念は曖昧さを残したものとなる。センは、そもそも良くあること (well-being) すなわち良い暮らしとは完全な合意が成り立つものではない曖昧な概念であることから、ケイパビリティを完備された概念として厳密にすることは危険であるし間違っていると考える。

「もし基礎となるアイデアが本質的に曖昧なものであるならば、そのアイデアの厳密な定式化は、そのような曖昧さを排除するよりはむしろ捉えるべきである」¹⁸⁾し、「社会(または世界)において正義を促進し、または存在するかもしれない明白な不正義を減少させる様々な方途の検討には、正義についての比較判断こそが必要とされ、完全に正しい社会を構想することは正義の判断にとって必要でも十分でもない」¹⁹⁾とする。

つまりセンのケイパビリティ・アプローチは何をもって「豊か」と判断し何をもって「貧しい」と判断するのか、暮らし向きの良し悪しを「ケイパビリティ」空間における比較によって多元的に分析することを目指す。機能セット集合としての「ケイパビリティ」は曖昧な概念となるものの、比較による「貧

困」是正のための行動を起こすには十分だとセンは考えるのである。

(2) ヌスバウムのアプローチ

一方ヌスbaumはアリストテレスを中心とした古代ギリシア哲学を専門としている。社会的正義とは何かについて研究をしている中で、開発経済学に哲学的基礎をおこうと試みていた世界開発経済研究所 (World Institute for Development Economics Research) にアドバイザーとして就任する。ヌスbaumはここでアメリカ以外の世界の有り様に広く目を向け、特に途上国の人々の暮らしを詳しく知ることとなる。そして社会的正義に関するこれまでの研究をもって、人々の困窮の改善に貢献することが自らに課せられた緊急の課題であると認識するようになる。「貧困」を「ケイパビリティ」比較から判断し、是正のための行動を導こうとするセンとは異なり、ヌスbaumは「人間らしくあるとはどういうことなのか」、「真に人間的な機能とは何なのか」ということを中心的な問いとする。そして「人間に値するものになるレベル」を「ケイパビリティ」という視点から捉えようとし、「ケイパビリティの閾値」²⁰⁾言い換えるなら「生活の質の閾値」を定め、公共政策によって最低限保障されなければならないものとする。

国家による保障を現実にするためには「ケイパビリティ」はある程度具体的なものでなければならない。そこでヌスbaumは様々な人との討論を通し、常に追及されるべき未完のものであるとしつつ、10項目の「ケイパビリティ」リストを提起する²¹⁾。この「ケイパビリティ」リストが機能への先行状態として法的保障の対象となるということ、つまり、実際に達成可能な機能リストとしてあるということは、機能を発揮するための適切な外的条件が政府によって整えられなければならないことを意味する。例えば、文字の読み書きを教えてくれる学校があって、そうした教育を受けることが法的に保障されていても、文化的に女の子の教育が否定されているため、女の子が学校へ行かれない地域においては、女の子は文字の読み書きの「ケイパビリティ」を欠いていることになる。それゆえヌスbaumのアプローチにおいては、女の子も学校へ通うことが当然のこととなるような施策が求められる。

つまりヌスbaumのケイパビリティ・アプローチ

は人間が人間になるためには最低どのような「ケイパビリティ」が必要なのか、「人間の閾値」としての10項目の「ケイパビリティ」を政治原理の基礎として提示する。そしてこの10項目の「ケイパビリティ」が実際に機能できる状態になるように、法的保障の最低限として政府によって物的社会的環境が整えられることを目指すのである。

ではセン及びヌスパウムが上記のようなケイパビリティ・アプローチにおいて「自由」及び「平等」をどのように捉えているのだろうか。フリードマンの概念を提示しつつ、明らかにしていきたい。

3：ケイパビリティ・アプローチにおける「自由」観

フリードマンは「自由主義者が究極の目的とするのは個人の自由」²²⁾であるとする。そして「自由にとっての根本的な脅威とは強制力」²³⁾であることから、「孤島で暮らすロビンソン・クルーソーは、…(筆者省略) 色々な意味で力は限られ、選択肢もごくわずかしかないが、自由の問題は一切存在しなかった」とする²⁴⁾。フリードマンは次のように述べている。

「自由主義者にとって重要な自由の意味は二通りある。一つは他との関係における自由である。自由主義者はこの意味での自由を最も重んじる。もう一つは自由を行使する個人にとっての意味である。こちらは個人の倫理観や価値観に委ねられる。」²⁵⁾

つまりここで含意されている「自由」とは、「他からの干渉を受けることなく生きたいと思える人生を生きること」としてあるだろう。それゆえフリードマンは、権力の集中を避けるものとして自由市場に基づく経済活動を非常に重視するのである。

(1) センにおける「自由」

ではセンは「自由」をどのように捉えているのだろうか。

所得ではなく「ケイパビリティ」という観点から暮らしぶりを捉えるセンは、「貧困」とは「ケイパビリティ」が基本的な部分で不十分な状態であると考え²⁶⁾。そして開発の目標が「貧困」の改善であるならば、「開発を人間の本質的自由という意味」で捉え

なければならないとし²⁷⁾、次のように述べている。

「開発の基本的な目的を所得や富の最大化であると見ることは、まったく間違っている。アリストテレスが言ったように、所得や富は「何か別のもののために役立つに過ぎない」からである。同じ理由で、経済成長それ自体を目的として扱うことは、賢明ではあり得ない。開発は、暮らしとわれわれが享受する自由の向上にもっと深くかかわるものでなければならない。われわれが大切にしたいという理由のある自由の拡大は、暮らしをより豊かで束縛の少ないものにするだけでない。それは私たちが社会的により十全な人間になることを可能にしてくれるのである。」²⁸⁾

選択可能な機能セットの集合としての「ケイパビリティ」は、どのような機能セットをそこから選んで達成させようとするのか、その「自由」を表す。開発によって「貧困」を改善しようとするならば、選択しうる暮らしの多様さとしての「自由」の拡大をこそ目標としなければならない。

しかし選択肢の拡大が常に「自由」の拡大を意味するとは言い切れないだろう。センは、選択すること自体が生きることの重要な一部であるが、それは「両刃の剣」であるとする。選ばなければならない選択肢が増えるということは、機会が増えることではあるものの負担でもある。例えば、病気を治療したくて病院を訪れても、治療に取り掛かる前にまずは何十人という専門医の中から自分に最も良いと思われる医者を選んで一人選ばなければならないというのは、自由というよりはただ煩わしいだけかもしれない。センは「特定の選択肢や義務が広がることは必ずしも価値ある自由が広がることではない」とし、どんな決定の機会が自分にとって大切なのか、価値判断が必要だとする²⁹⁾。

つまりセンにおいて「自由」とは、富や所得を自分の思うように用いたり、理性的にあることとしてではなく、飢えることのない人生や病気にかからない暮らしといったように、「生きたいと思える暮らしを選ぶこと」としてある³⁰⁾。

(2) ヌスパウムにおける「自由」

ではヌスパウムにおける「自由」とはどのような

ものだろうか。

ヌスバウムは「ケイパビリティ」という観点から構築された社会規範は「人間の自由という領域を護る」³¹⁾とし、次のように述べている。

「政府は、選択できる状況を積極的に創り出すよう行動すべきである。新自由主義者の立ち位置は、実際のところまったくつじつまが合わないものである。というのも、政府行動の不在などということはありません。契約と財産権を守るためでさえ、また法の支配自体を守るためでさえ、政府は積極的な行動をとらなくてはならない。…（筆者省略）インドのビハール州の田舎に行くと「消極的自由」がどこへ向かうのかを目にすることとなる。そこは完全なカオスであり、何もなされておらず、道路もなく、清潔な水の供給もなく、電気もなく、そしてそれゆえ誰も何もできず何も持っていない、そういう場所である。私の同僚であるリチャード・エプスタイン³²⁾も、ある点まではきっと認めてくれるだろうと確信しているのだが、それは、自由を生み出そうとする政府は行動しなくてはならないということである。」³³⁾

ここで含意されている「自由」とは、「人間としての機能を発現させていく」ということであろう。そしてこの「自由」のためには政府による積極的な行動が必要とされる。

さらにヌスバウムは次のようにも述べている。

「単にケイパビリティではなく機能が生活を十全に人間的なものにするということは全くもってその通りである。それにもかかわらず、政治目的のためにはケイパビリティだけを目指すことが適切である。人々は自分自身の道を決定できる自由を与えられるべきである。」³⁴⁾

つまり政府によって提供されるべきは機能ではなく、機能を選ぶことが出来る「ケイパビリティ」でなければならない。ヌスバウムは、どんな生き方をするのかを他から強制されるのではなく生きたいと思う人生を自ら選ぶということを、人間らしさの核

をなすものとして重視する³⁵⁾。

しかしどのような機能を発現させるかは本人に一任するということが、外部からの強制の極力少ない状態が常に良い状態だということではない。例えば、ヌスバウムは大人になった時に10項目の「ケイパビリティ」が保障されるためには、子どもの時分にその機能が満たされている必要があると考える。従って、子ども自身の選択を考慮せず機能自体を要求することは妥当なこととなる。また大人であってもある機能が他の「ケイパビリティ」を達成し維持するために重要であれば、その機能の実際化が正当化されるべきだとも述べている³⁶⁾。

さらに、何に価値を見るかということについても、個々人にそれを見極める日々の訓練が求められる。つまり、自身が生きている社会の既存の価値にそのまま沿って生きるのではなく、批判的に捉える努力を通して本当に価値あることとは何かを迫らなければならない。ヌスバウムは「欲望」を人間にとって価値あるものを認識する知的な力であると考え、これを一つの頼りとして「中心的ケイパビリティ」を導き出す³⁷⁾。しかし人間の「欲望」は社会的環境によって形成されるため価値あることについての認識を誤りうる。そこでヌスバウムは、人間にとって大切なものの喪失を軸とする悲劇を主にして、物語を含む様々な情報から「最奥の欲望」を自らで探求することを求めるのである³⁸⁾。

すなわちヌスバウムにおいて「自由」とは、価値あると思うものを追求し、生きたいと思う人生を生きることであり、その機能を自ら選び発現させていくことである。しかしこの「自由」は自由放任から生まれるものではない。政府による積極的な関与によって、機能を発現させられるように環境が整備されなければならない。そして真の人間らしさを構成する機能については子どもの時分の十分な訓練が必需であり、大人であっても根幹的な機能については実際の発現が要求される。さらにこの「自由」は、何にも心煩わされることなく安穏と生きることでもない。価値あると今信じているものを批判的に捉え、何が本当に価値あることなのか「最奥の欲望」を日々探求する努力によって開発されていかなければならないのである。

では以下より各々の「平等」観について明らかにしてみたい。

4：ケイパビリティ・アプローチにおける「平等」観

フリードマンは各自が自分の考えに従ってその能力と機会を最大限に活かす自由を尊重する。この時他人が同じことをする自由を阻害しないことだけを条件とする³⁹⁾。つまり「自由の平等」が「平等」の主軸となり、それは「機会の均等」として実現される。フリードマンは次のように述べている。

「自由主義者は権利の平等や機会の平等と、物質的平等もしくは結果の平等との間に厳然と一線を引く。自由な社会が他の社会より多くの物質的平等をもたらすのは喜ばしいことではあるが、自由主義者にとってそれはあくまで自由社会の副産物であって、自由主義を正当化するものではない。」⁴⁰⁾

「結果の平等」を導く「公正な分配」においては、何を以て「公正」とするのかを誰かが決定する。フリードマンは決定を下す者とその決定に従わされる者とが生まれることを是とししない。また手にするものが自ら作り出したからではなく公正さのため手にしたとなると、生産や労働を促すものは強制や強制という恐怖でしかない。フリードマンにおいて公正な分配という理念と個人の自由という理念とは根本的に対立するのである⁴¹⁾。そしてフリードマンは、「結果の平等」とはあくまでも「生産に応じて対価を払うこと」⁴²⁾であり、その結果生じる不平等は「自由のようにもっと大きなものを実現する手段、あるいは当然の帰結」⁴³⁾として是正されるべきではないと考える。

(1) センにおける「平等」

では「貧困」の解決を目指すセンは「平等」をどう考えているのだろうか。

センは「人類みな平等」であるとか「人は生まれながらにして平等である」といった理念的立場から「平等」について考えることを避ける。平等でなければならない根拠は、社会制度の根拠が第三者の視点において十分に信頼できるものである必要があるからだとする⁴⁴⁾。「平等」が社会的制度編成の中心課題となるのは人間が非常に多様な存在だからであり、「人類の平等」は人間の多様さをないものと仮定し多

様性への感覚を鈍くさせるレトリックに過ぎない。そこでセンは「何の平等か」こそ問われなければならない最も重要な問題だと考える。何を平等にするかということについて、政策論においては特定の手段が等しく利用可能であるか、特定の障壁や制約が等しく適応されるといった「機会の均等」が中心的なものであった。これに対し、センは次のように述べている。

「『機会の均等』は全般的な自由を表すものではありえない。その根拠は(1)人間の多様性であり、(2)標準的に定義された『機会の均等』の視野には入ってこない様々な手段（所得や富など）の存在とその重要性にある。…（筆者省略）『真の機会均等』を捉える適切な方法は『ケイパビリティの平等』でなければならない」⁴⁵⁾

人間とは誰一人として同じ存在ではない、という意味において等しい。だからこそ「何を平等とするか」ということが社会的制度の編成において重要となる。「機会均等」とは単に制度的に開けていることでも、財が平等にあることでもない。制度へアクセスするには財が必要であり、必要となる財は一人ひとりが置かれている社会的状況に応じて様々に異なる。それゆえ「機能を達成する機会の均等」こそが目指されなければならない。

センにおける「ケイパビリティの平等」とは、どの人も同じだけの選択可能な機能セットを持つことで、生きたいと思う人生を生きる機会がどの人にも同じように開かれるという意味における「自由の平等」ということになる。

自由と平等は、例えばフリードマンにおいてそうであったように、社会構成原理の基礎として対立的に捉えられる傾向がある。しかしセンにおいては「自由対平等」のような対比で問題を提示することは「カテゴリー・ミステイク」を犯している。それらは二者択一的なものではない。自由は平等の応用分野の一つであり、平等は自由の分布パターンの一つ⁴⁶⁾となる。

つまりセンにおいて「平等」とは、誰もが他の人とは異なる存在としてあるということであり、それゆえに生きたいと思う人生を実際に選択する機会をどの人にも同じに開くこととしてある。

(2) ヌスバウムにおける「平等」

「中心的ケイパビリティ」を法的保障の対象とするということは、それをどの人にも平等に分配することを意味する。ヌスバウムは何故「中心的ケイパビリティ」の平等分配を社会的に保障しようとするのだろうか。ヌスバウムは次のように述べている。

「私たちは、偶然に打ちのめされた人間を見れば恐ろしいと感じ、その偶然がその人物の人間性を完全に打ちのめしてしまっていないければ素晴らしいと感じる。…（筆者省略）私たちは人間を、能動的な存在として、目標や計画を持つ存在として見る。つまり、機械的な自然の仕組み以上にどういふわけか畏敬の念を起こさせるものとして、しかしそれにもかかわらず多くの中心的課題を達成するためには支援を必要とする存在として見る。」⁴⁷⁾

まずヌスバウムにおいて人間とは、等しく尊厳を持つ存在だと考えられている。

ヌスバウムは、悲劇的な文学作品の核心には人間の尊厳という考えがあるとす。そして登場人物が運命に翻弄され打ちのめされるのを見れば恐ろしいと感じさせ、過酷な運命がその人物の人間性を完全に打ちのめさなかった時、それを素晴らしいことだと我々に感じさせる、「何か畏敬の念を抱かせるもの」、それを「人間の尊厳」として捉える⁴⁸⁾。

例えば「栄養失調で視力を失う」といったことや「飢えのあまりただがたがた物を食べる」などということは悲劇であり、あってはならないこととして受け取られるだろう。この「あってはならない」と感じさせる何かがどういふわけか人間にはあって、ヌスバウムはそれを尊厳とするのである。

ヌスバウムにおいて人間はそんな畏敬の念を抱かせるような尊い存在なのだが、同時に非力な存在でもある。尊厳に値する存在として人間らしくあるためには十分な食料や教育といった物質的社会的支援が必要な存在なのである。

ヌスバウムはさらに次のように述べている。

「人種や宗教、性別、国籍、カーストまたは民族に基づく差別は、連帯のケイパビリティが欠けている状態である侮蔑もしくは屈辱として認識されるという意味において、社会目

標としてケイパビリティに集点するということは「人間の平等に集点する」ということと密接に関連している。」⁴⁹⁾

「中心的ケイパビリティ」を平等に分配することは個々人が置かれている具体的な状況に応じて外的環境を整え「人間らしくある機会の平等」を開くのだが、そこでは差別も「連帯のケイパビリティの欠けた状態」として認識されるため、「人間の平等」の実現も促されていくのである。

つまりヌスバウムは人間を何か畏敬の念を抱かせる尊厳を持つ存在であると同時に、その尊厳に値する存在であるためには食糧や教育といった物質的社会的支援を必要とする存在として描く。それゆえに人間らしさの最低水準として「中心的ケイパビリティ」が平等分配されなければならない。さらに、「ケイパビリティ」から社会状況を測ることは、差別という意識もまた連帯のケイパビリティという「中心的ケイパビリティ」を欠いた状態と認識することができ、「人間の平等」の実現と密接に関連していくのである。

5：おわりに

本稿では、ヌスバウムのケイパビリティ・アプローチにおける「自由」と「平等」の概念を、フリードマン及びセンの理論との比較を通して明らかにすることを試みてきた。

フリードマンは自らが価値あると思うものを追求しようとする力、その価値観に従って生きようとする力こそ人類が持っている最も強い力だと考える⁵⁰⁾。それゆえ人間にとっての「自由」とは「他からの干渉を受けることなく生きたいと思える人生を生きること」であり、自身の目的を追求するエネルギーや能力が解放されるような社会が目指される。そしてこうした社会であるために「機会の均等」としての「平等」が求められ、公正な分配による「結果の平等」は権力の集中や強制を伴うものとして拒否される。

一方センとヌスバウムのケイパビリティ・アプローチにおいても「自由」とは「生きたいと思う暮らし、生き方を選ぶこと」としてあり、「自由」概念の基本部分はフリードマンと共通する。

しかし「貧困」は「自由」の拡大によって改善さ

れるべきものだとするセンにおいては、人間の多様性に対応しうる「ケイパビリティ」の平等が「真の機会均等」として目指される。センにおいてはこれが「自由」の「平等」であり、対立することはない。また「ケイパビリティ」の平等は個人々の状況に応じた財の分配によって達成される。そのためセンは、新自由主義は結果としての真の自由に無関心だとし、「自由に特別の地位が与えられるにしても、新自由主義者が言い張るような、それが絶対に妥協のない優先順位を持たなければならないとの主張はきわめて受け入れがたい」とする⁵¹⁾。

ヌスバウムは「中心的ケイパビリティ」を政治理論の基礎として提示することでセンよりもさらに一歩踏み込んだ理論を展開する。

ヌスバウムにおいて人間とは何か畏敬の念を抱かせる尊厳を持つ存在であるものの、人間らしくあるためには様々な支援を必要とする傷つきやすい存在である。それゆえどの人も「自由」であるためにはその基礎となる「中心的ケイパビリティ」の平等分配が提起される。

「中心的ケイパビリティ」を平等に分配するためには、政府によって機能を実際に選択できるような環境がどの人にも整えられなければならない。それは物的社会的環境を整えるだけではなく、各自が大人になった時に機能を選べる状態であるために、子どもの時に（健康や身体保全のように他のケイパビリティとの関連で重要なものについては大人であっても）実際の機能を十分に満たすことを意味した。また何を価値あることとして選ぶのかということについても、今ある状況の批判的な捉え返しと最奥の欲望の探求を通して、価値判断の感覚を磨き開発していかなければならない。

フリードマンとセン、ヌスバウムはそれぞれ同じように「自由」とは「生きたいと思える人生を生きる」ことであるとし、それを人間らしさの核として最も重視する。しかしどうすればどの人も「生きたいと思える人生を生きる」ことができるのか、どうすれば「自由」でいられるのか、という点で意見を異にする。

この違いの背景にあるのは、センとヌスバウムが例えば、政府からの支援を獲得するために家族の中で一人だけ徹底的に飢えさせられる子どもや、いずれ婚家の所有物になると見なされるために教育も栄養も十分に与えられず早死にする女性を見ているこ

とにあるだろう。つまりセンとヌスバウムは、フリードマンのように自らが価値あると思うものを追求しようという意欲に溢れた存在ではなく、生きたいと思う人生を思い描けない、思い描けたとしても自分一人の力ではどうにもならない状況に生きる存在に焦点を合わせていることがある。殊にヌスバウムにおいては「自由」であるために外部からの干渉が奨励される点でフリードマンと鋭く対立する。

さて、上記で見てきたように各々における「自由」及び「平等」の概念は、どういった社会を良い社会とするのか、各々において目指される社会の構成原理としてある。つまりフリードマンにおいては極力強制や干渉を排した活気ある社会が、センにおいては「ケイパビリティ」が平等にある社会が、ヌスバウムにおいてはどの人も尊厳に値する人間として扱われる社会が目指され、「自由」と「平等」はそうした社会を構成する基礎原理としてある。それは、社会の構成員としてどういった人間をどのように育成するのかという教育の公共性の問題と深く関わるものとなる。

フリードマン、セン及びヌスバウムにおいて教育の役割はどのように捉えられているのだろうか。各々の教育観について考察することを今後の課題としたい。

注

- 1) 内閣府『学校制度に関する保護者アンケート』2005年。
http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/old/publication/2005/1007_02/item051007_02_01.pdf
- 2) 堀尾輝久『いま、教育基本法を読む——歴史・争点・再発見』岩波書店、2002年。
- 3) アメリカにおいて学校選択制度をめぐる議論は、貧困層の子どもの教育改善を巡って非常に活発になされている。チャータースクール等のオルタナティブスクールの中には、従来の学校文化に馴染めずドロップアウトしてしまった子ども（貧困層の子どもに多い。例えばミネソタ州にあるレコーディングアーツ高校（プリンスのメンバーであったデイビッドが音楽を通して学びの世界へ入れるように設立された学校）では、生徒の9割が貧困層にあり、そのうちの3割は10代のホームレスであった）に教育の機会を開く働きをしているものが数多くある。しかしその一方で、ペンシルバニア大学大学院教育学部のSigal教授によれば、郊外に富裕層が

- 暮らし、市内に貧困層が暮らすという地域格差が典型的なフィラデルフィアでは、市内の公立校教員のうち2割が(危険であったり、真冬でも暖房がなかったり理由は様々だが)学校に全く来ない状況にあるという。そうした中で学校選択制度は、よりひどい状況に、より対応を必要とする家庭の子どもが取り残される状況を生んでいるという。
- 4) 宮寺晃夫『リベラリズムの教育哲学——多様性と選択』勁草書房、2000年。
 - 5) 2007年度及び2008年度に開催されたHDCAでは、10項目のケイパビリティリストをいかに政策に落とし込んでいくかということが中心的な議論となっている。また政策根拠としての言及は、途上国における貧困対策から先進国における家庭内暴力対策まで幅広い範囲でされている。
 - 6) Unterhalter, E., 2005, "Global inequality, capabilities, social justice: the millennium development goal for gender equality in education," *International Journal of Education and Development*, 25(2), pp. 111-122.
 - 7) Walker, M., 2003, "Framing social justice in education: What does the capabilities approach have to offer?," *British Journal of Education Studies*, 51(2), pp.168-187.
———, 2008, "A human capabilities framework for evaluating student learning," *Teaching in Higher Education*, 13(4), pp.477-487.
 - 8) Nussbaum, M., 1988, "Nature, Function and Capability: Aristotle on Political Distribution," *Oxford Studies in Ancient Philosophy*, Supplementary I, pp. 145-184.
 - 9) 田原宏人「分配の正義論ノート」,
<http://t-office.raputax.com>.
 - 10) 橋本憲幸「教育開発におけるグローバル正義——マーサ・ヌスバウムのケイパビリティ・アプローチの視点から」『教育学論集』筑波大学大学院人間総合科学研究科教育学専攻、第4巻、2008年、53-76頁。
 - 11) 馬上美知「ケイパビリティ・アプローチの可能性と課題：格差問題への新たな視点の検討として」『教育学研究』73巻4号、日本教育学会、2006年12月、420-430頁。
 - 12) 「ケイパビリティ」は「潜在能力」と訳されることが多いが、「潜在能力」というと、努力してこれを開花すれば、人は何にでもなれるというようなニュアンスで用いられる傾向がある。しかしヌスバウムやセンのケイパビリティ・アプローチは、何らかの機能が慣習や制度といった社会的な仕組みのために機能できない状況を捉えようとするものであり、個人の努力や自己責任の問題として回収されてはならないものである。そこで本稿では「潜在能力」とは訳さず、そのまま「ケイパビリティ」としたい。
 - 13) Sen, A., 2000, *Development as Freedom*, Anchor Books, p.75. (石塚雅彦訳『自由と経済開発』日本経済新聞出版社、2007年、84頁。)
 - 14) Nussbaum, M.C., 1992, "Justice For Women!," *New York Review*, October 8, p.48, p.47. (川本隆史訳「女たちに正義を！」)『みすず』389、みすず書房、1993年8月、94頁。)
 - 15) Sen, op.cit., 2000, pp.287-288. (前掲書、331-332頁。)
 - 16) Sen, A., 1992, *Inequality Reexamined*, Harvard University Press, p.50. (池本幸生・野上裕生・佐藤仁訳『不平等の再検討』岩波書店、1999年、71頁。)
 - 17) Ibid., p.40. (同上書、60頁。)
 - 18) Ibid., p.48. (同上書、69頁。)
 - 19) アマルティア・セン「経済・法・倫理」、『第2回立命館大学先端コンファレンス 倫理・経済・法：不正義に抗して 報告書』2006年、19頁。
 - 20) Nussbaum, M.C., 2000, *Women and Human Development*, Cambridge University Press, p.12. (池本幸生・田口さつき・坪井ひろみ訳『女性と人間開発』岩波書店、2005年、14頁。)
 - 21) Ibid., pp.78-80. (同上書、92-95頁。)
- センのアプローチはケイパビリティの具体性に欠けるとの指摘に対してセンは、どのケイパビリティを取り上げるべきかは、問題の文脈に合わせて選ばばよいものであり、人間観を一概に定めてしまうことへの疑問から、その選択は文化に従属する理論だとして、ヌスバウムのように具体的リストを作成することを拒否する。(Sen, A., 1993, "Capability and Well-Being," *The Quality of Life*, Nussbaum, M. and Sen, A., eds., Clarendon Press, pp.46-48./水谷めぐみ・竹友安彦訳『クオリティ・オブ・ライフ——豊かさの本質とは』里文出版、2006年、80頁)
- 22) Friedman, M., 2002, *Capitalism and Freedom*, The University of Chicago Press, p.12. (村井章子訳『資本主義と自由』日経BP社、2008年、44頁。)
 - 23) Ibid., p.15. (同上書、50頁。)
 - 24) Ibid., p.12. (同上書、44頁。)
 - 25) Ibid., p.12. (同上書、45頁。)

- 26) Sen, op.cit., 1992, p.9. (前掲書、12頁。)
- 27) Sen, op.cit., 2000, p.33. (前掲書、34頁。)
- 28) Ibid., pp.14-15. (同上書、13頁。)
- 29) Sen, op.cit., 1992, p.63. (前掲書、95頁。)
- 30) Ibid., pp.67-68. (同上書、99-100頁。)
- 31) Nussbaum, op.cit., 2000, p.106. (前掲書、126頁。)
- 32) Richard Epstein (1943-) リバタリアンの論者として知られるアメリカの法律家。邦訳に松浦好治訳『公用収用の理論——公法私法二分論の克服と統合』(木鐸社、2000年。)がある。
- 33) Nussbaum, M.C., 2007, “Philosophy and Public Life,” *Eurozine*, <http://www.eurozine.com/2007-01-05-nussbaum-en.html>.
- 34) Nussbaum, op.cit., 2000, p.87. (前掲書、103頁。)
- 35) Ibid., p.87. (同上書、102-103頁。)
- 36) Ibid., p.90, 95. (同上書、106頁、108-109頁。)
- 37) Ibid., p.119, 166. (同上書、143頁、202頁、尚邦訳を参考としたが、邦訳文中の「欲求」及び「願望」の語に関しては、筆者の判断により原文から「欲望」とし、訳し替えている。)
- 38) Nussbaum, M.C., 1994, *The Therapy of Desire*, Princeton University Press, p.69.
- 39) Friedman, op.cit., 2002, p.195. (前掲書、352頁。)
- 40) Ibid., p.195. (同上書、353頁。)
- 41) Friedman, M., and Friedman, R., 1990, *Free to Choose: A Personal Statement*, Harcourt Books, p.135. (西山千明訳『選択の自由』日本経済新聞社、1980年、216-217頁。)
- 42) Friedman, op.cit., 2002, p.162. (前掲書、294頁。)
- 43) Ibid., p.165. (同上書、299頁。)
- 44) Sen, op.cit., 1992, p.17. (前掲書、23頁。)
- 45) Ibid., p.7. (同上書、10頁。)
- 46) Ibid., pp.22-23. (同上書、29頁。)
- 47) Nussbaum, op.cit., 2000, p.73. (前掲書、86頁。尚邦訳を参考としたが、筆者の判断により全体的に訳し替えている。)
- 48) 「尊厳」とは何かについての詳しい検討は今後の課題としたい。
- 49) Nussbaum, op.cit., 2000, p.86. (前掲書、101頁。尚邦訳文を参考にしたが、筆者の判断により全体的に訳し替えている。)
- 50) Friedman, op.cit., 2002, p.200. (前掲書、363頁。)
- 51) Sen, op.cit., 2000, p.67. (前掲書、74頁。)